

川崎市公園緑地等における活動報奨金及び管理運営に関する要綱

川崎市公園緑地報奨金交付要綱(昭和52年10月1日)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、本市が管理する公園や緑地、または街路樹等において、除草・清掃等の維持管理活動または維持管理活動に加え利活用に向けた活動(以下「活動」という。)を自主的に行う団体の育成を行うとともに、まちの美化と健全な地域コミュニティの発展、市民の公園や緑地、または街路樹等に対する愛着を高めることを目的として、報奨金を交付すること及び市民との協働による管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(団体の構成)

第2条 活動する団体(以下、団体という。)は、次条に規定する対象区域の周辺住民で組織する原則5人以上の団体とする。なお公園利用者、学校、福祉団体、市民団体、その他の法人等も団体を結成または構成することができる。

(対象区域)

第3条 この要綱に基づき団体の活動対象となる区域は、川崎市が管理する次の各号のいずれかに該当する区域とする。

- (1) 市が管理する公園または緑地
- (2) 市が管理する歩道片側の延長がおおむね1ブロック以上(100メートル単位)の街路樹及びその周辺
- (3) その他、市長が適当と認める区域

(団体の定義)

第4条 前条の対象区域において結成される団体は、活動内容により次の各号のとおり分類する。

- (1) 前条第1項第1号または第3号の対象区域で清掃・除草を基本とした維持管理活動を行う団体を「公園緑地愛護会」とする。
- (2) 前条第1項第2号の対象区域で清掃・除草を基本とした維持管理活動を行う団体を「街路樹等愛護会」とする。
- (3) 前条第1項第1号または第3号の対象区域で清掃・除草を基本とした維持管理活動に加え、利用調整を行う団体を「管理運営協議会」とする。

(団体の数)

第5条 団体は、対象区域1箇所あたり1団体とする。ただし、市と協議の上、次の各号の条件

を満たす場合は、1箇所あたり複数の団体の設立を可とする。

- (1) 概ね1,500㎡を超える公園または緑地において、園路等により物理的に区切りができること
- (2) 同じ対象区域において活動している団体と合意できていること
- (3) 複数団体が活動することが維持管理上合理的と認められること

(団体の名称)

第6条 団体の名称は、活動を実施している公園、緑地、街路樹が設けられている道路等の名称及び第4条に規定する団体の種類をその名称中に用いるものとする。

(団体の活動内容)

第7条 団体は、第4条の定義に基づき、別表1に記載された活動を行うものとする。

(団体の設立)

第8条 団体を設立しようとするときは、「設立認定申請書」(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 「会則」(任意様式)
- (2) 「口座振込登録書」(第2号様式)

(団体の認定及び通知)

第9条 市長は、団体の結成を認定したときは、「設立認定通知書」(第3号様式)を交付するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、設立を認定しないことができる。

- (1) 第5条の条件を満たしていないとき
- (2) 活動を行う対象区域の周辺住民との関わりに支障をきたすおそれや活動に支障があると認められるとき
- (3) その他団体として適当でないと市長が認めるとき

(団体の役員)

第10条 団体には、会員の中から互選により次の役員及び会計監査(以下「役員等」という。)を置くものとする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名以上
- (3) 会 計 1名以上
- (4) 会計監査 2名以上

2 会長は、団体を代表し会務を総括する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会計は、団体の収支を経理する。
- 5 会計監査は、役員を兼ねることはできない。
- 6 役員等の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第11条 団体に総会を置き、団体の運営方法や活動計画等については、総会に諮って定め団体の作成する会則に別に定めるものとする。

(団体の変更届及び解散届)

第12条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、「変更(解散)届」(第4号様式)を速やかに市長に提出するものとする。

- (1) 会長及び事務連絡先を変更するとき
- (2) 活動範囲を変更するとき
- (3) 解散、または活動を休止しようとするとき

2 市長は、前項2号の届があったときは、第9条の手続きを準用し、認定したときは「設立認定通知書」(第3号様式)を交付するものとする。

(団体の認定の取消)

第13条 市長は次の各号いずれかに該当すると認められる場合には、団体の認定を取り消すことができる。

- (1) 活動する対象区域の周辺住民との関わりに支障をきたすときや、周辺住民や団体の活動に支障をきたすおそれがあると認められるとき
- (2) その他団体として適当でないと市長が認めるとき

(団体への支援)

第14条 市長は、団体に対し、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 活動に関する技術的な指導及び助言
- (2) 報奨金の交付
- (3) 団体の管理運営に関する指導及び助言
- (4) その他管理運営及び活動に関する指導及び助言

(利用調整)

第15条 設立が認定された管理運営協議会が行う利用調整(業としての公園内行為の許可などは除く。)は、市長が行ったものとみなす。なお、利用調整にあたっては、公園利用の公平性の確保に努めなければならない。

(報奨金の交付)

第16条 市長は、団体に対し、予算の範囲内で別表2に定める基準により報奨金を交付することができる。

2 年度の途中において団体を設立、若しくは解散・変更したとき、又は活動を休止した場合の報奨金は、月割りで計算するものとする。

3 報奨金は原則として口座振込により交付するものとする。ただし、市長が特に認める場合においては、この限りではない。

4 会長は、「口座振込登録書」(第2号様式)を設立の届け時、及び口座に変更が生じた場合に提出するものとする。

(報告書の提出)

第17条 会長は、報奨金の交付を受けようとするときは、毎年度4月の指定日までに、「活動状況報告書」(第5号様式)を市長に提出するものとする。また、利用調整を行った場合には、「利用調整報告書」(第6号様式)を作成し、併せて提出するものとする。

(報奨金の交付時期)

第18条 報奨金は、前条の団体からの報告書をもって5月末までに交付するものとする。

(報奨金の取消)

第19条 市長は、「活動状況報告書」に基づき活動していないと判断したときは、既に交付した報奨金の返還を求めることができる。

(事故報告)

第20条 会長は、活動中に事故が発生したとき、速やかに市長に報告するものとする。

(書類の提出先)

第21条 第8条、第11条、15条、16条の規定に関し、提出する申請書などは、活動の対象区域を所管する各区役所道路公園センターに提出するものとする。この場合において、第8条及び第11条の提出書類があったときは、各区役所道路公園センターの所長はその写しを建設緑政局本庁担当部署に送付するものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は昭和52年10月1日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。
- 2 川崎市児童公園報償金交付要綱(昭和38年6月10日)は廃止する。
- 3 この要綱は、平成2年4月1日より施行する。
- 4 川崎市公園緑地報償金交付要綱(昭和52年10月1日)は廃止する。
- 5 この要綱は、平成17年4月1日より施行する。
- 6 この要綱は、平成22年4月1日より施行する。
- 7 この要綱は、平成23年4月1日より施行する。
- 8 この要綱は、平成26年4月1日より施行する。ただし第6条第4項の改正規定については、平成26年3月31日から施行する。
- 9 この要綱は、平成26年4月1日より施行する。
- 10 この要綱は、令和3年4月1日より施行する。
- 11 この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 以下の要綱は廃止する。

(1) 街路樹等愛護会要綱(昭和59年7月2日)

(2) 街区公園等の管理運営に関する要綱(平成18年4月1日)

(経過措置)

- 3 この要綱施行後も、「街区公園等の管理運営に関する要綱(平成18年4月1日)」に基づき行われた令和6年度の活動に対する交付金については、従前の例によるものとする。
- 4 この要綱施行後も、廃止された要綱の規定に基づき締結した協定書、提出された設立届、報告書等は、有効なものとして取り扱うものとする。
- 5 この要綱施行の際、廃止された要綱の規定に基づき交付を受けていた緑地帯及び桜並木の愛護作業を行っている団体に対する交付金については、従前の例によることができるものとする。

団体の活動内容

	公園緑地愛護会	街路樹等愛護会	管理運営協議会
団体が主体的に行う業務	清掃・除草 くずかごのごみ処理 砂場内のごみの除去 破損遊具等の連絡 不法投棄物の連絡 事故時の連絡	街路樹等の周辺の清掃・除草 街路樹等の保護及び育成 街路樹等に関する連絡 不法投棄物の連絡 事故時の連絡	公園緑地等愛護会の活動 樹木の下枝落し 低木の刈り込み 公園施設の軽易な補修 町内会等が主催する行事の利用調整 公園利用者からの利用申し入れに関する調整
団体と市が協議して行う業務	禁止行為看板等の設置 公園の適正利用に関すること	禁止行為看板等の設置	禁止行為看板等の設置 法面の草刈り 伐開、間伐、枯損木処理 排水溝の清掃 公園の改修に関すること 遊具の設置等に関すること 公園の適正利用に関すること 公園の利活用に関すること

報奨金交付基準(年額)

公園緑地愛護会の報奨金

活 動 対 象 面 積	報 奨 金 額
0㎡ ～ 500㎡	12,000円
501㎡ ～ 1,500㎡	18,000円
1,501㎡ ～ 3,000㎡	24,000円
3,001㎡以上	30,000円

街路樹等愛護会の報奨金

区 分	報奨金額 (活動単位1単位につき)
活動範囲が、街路樹及びその周辺の場合	6, 000円
活動範囲が、グリーンベルト及びその周辺の場合	12, 000円

管理運営協議会の報奨金

活 動 対 象 面 積	報 奨 金 額
0㎡ ～ 200㎡	24,000円
201㎡ ～ 500㎡	42,000円
501㎡ ～ 1,000㎡	54,000円
1,001㎡ ～ 1,500㎡	60,000円
1,501㎡ ～ 3,000㎡	78,000円
3,001㎡以上	90,000円